

平成15年 第1回臨時会

# 厚岸町議会同議録

平成15年5月8日開会  
平成15年5月8日閉会

( 本 会 議 )

厚 岸 町 議 会

## 平成15年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成15年5月8日		
招 集 場 所	厚岸町役場 議場		
開催日時	開 会	平成15年3月8日 10時17分	
	散 会	平成15年3月8日 16時06分	

### 1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	鹿 野 昇	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員 18名 欠席議員 0名					

### 1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	監 査 委 員	今 村 實
助 役	大 沼 隆	教 育 長	富 澤 泰
収 入 役	黒 田 庄 司	教 育 委 員 会 管 理 課 長	柿 崎 修 一
総 務 課 長	田 辺 正 保	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	松 浦 正 之
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 田 稔
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 育 委 員 会 体 育 振 興 課 長	大 野 繁 嗣
町 民 課 長	久 保 一 將	教 育 委 員 会 指 導 室 長	大 場 和 典
保 健 福 祉 課 長	大 平 裕 一	水 道 課 長	山 崎 國 雄
環 境 政 策 課 長	松 澤 武 夫	病 院 事 務 長	古 川 福 一
農 政 課 長	西 野 清	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔
水 産 課 長	大 崎 広 也	デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 施 設 長	玉 田 勝 幸
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴	税 務 課 長 補 佐	豊 原 隆 弘
建 設 課 長	北 村 誠		

1. 会議録署名議員

2 番	小澤 議員	3 番	松岡 議員
-----	-------	-----	-------

1. 会 期

5月8日から5月8日までの1日間（休会日なし）

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成15年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成15年5月8日  
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		仮議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3	選挙第1号	議長の選挙
4		会期の決定
5	選挙第2号	副議長の選挙
6		議席の指定
7	選任第1号	常任委員の選任
8	選任第2号	議会運営委員の選任
9	選挙第3号	釧路東部消防組合議会議員の選挙
10	選挙第4号	釧路公立大学事務組合議会議員の選挙
11	選挙第5号	釧路広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
12	議案第50号	監査委員の選任に対する同意を求めることについて
13	報告第1号	専決処分事項の報告について
14	報告第2号	専決処分事項の報告について
15	報告第3号	専決処分事項の報告について
16	報告第4号	専決処分事項の報告について
17	報告第5号	専決処分事項の報告について
18	報告第6号	専決処分事項の報告について
19	報告第7号	専決処分事項の報告について
20	議案第51号	損害賠償の額を定めることについて
21	議案第52号	平成15年度厚岸町一般会計補正予算
22		閉会中の所管事務継続調査申出書

## 《 本 会 議 開 会 前 》

午前10時00分

- 事務局長           おはようございます。議会事務局長の小倉でございます。
- 本臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
- 年長の田宮議員をご紹介します。
- (田宮議員：議長席に着席)
- 臨時議長           ただいま紹介されました、田宮でございます。
- 地方自治法第107条の規定によって、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。
- 臨時議長           開会前に、議員の自己紹介を行いたいと思います。
- ただいま着席願っている順に、住所、氏名、党派について自己紹介をお願いいたします。
- (1番～18番 自己紹介 内容省略)
- 臨時議長           以上で議員の自己紹介を終わります。次に、町長からご挨拶を戴くことにいたします。
- 町     長           議長。
- 臨時議長           町長。
- 町     長           厚岸町議会議員の改選後、初の議会開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
- まずは、4月27日に執行の、厚岸町議会議員一般選挙におきまして、多くの町民のご理解とご支持をいただき、見事当選の栄冠を手中にされました議員各位に、お祝いとお喜びを申し上げます。誠にめでとうございます。
- 二十世紀最後の年に施行されました地方分権一括法は、国と地方自治体の関係を上下主従の関係から対等協力の関係と位置づけられております。この法律が施行され丸三年が経過し、益々地方自治の確立が求められております。
- しかし一方、未だ国からの税財源の移譲は成されておらず、町財政運営上貴重

な財源である地方交付税が大幅に減額されるなど極めて厳しい状況はしばらく続くであろうと予測をいたしております。

地方自治の確立のためには多くの課題を克服していかなければなりません、何よりもまず現下の財政状況を把握し、執行すべき事務事業の必要性を評価し、その上で厳選してゆかなければならないと考えております。私は、町民の英知を結集し、ともに汗して築く共働の町づくりを目指したいと考えておりますが、これには町が持っている様々な情報を可能な限り町民にお知らせし、これをよく理解していただくことでよりよい町づくりのためのご意見やご要望をいただけるものであると考えます。

申すまでもなく議会は、執行機関のチェックという機能発揮に止まらず、議員各位には住民代表として行政運営に民意を反映させるという重大な使命と責任が課せられております。厚岸町民の生活向上と福祉の増進、調整の振興発展のため、議員各位には大所高所にたつて様々な見地からご意見やご提言をいただき、言論の府としてその機能と責任を果たされますようご期待を申し上げます。

行政の執行者と議会がお互いに適度な緊張関係を保ちながら、町民のために車の両輪のごとく歩んでいくことが、先駆的かつ独創的な町づくりに必要なことであります。議員各位には、住民代表として厳しくも暖かいご指導とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

臨時議長 次に、理事者側から職員の紹介をお願いします。

(助役以下 自己紹介 内容省略)

臨時議長 以上で、理事者側の紹介を終わります。

(午前10時17分)

## 《 本 会 議 》

臨時議長 ただいまから、平成15年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時17分)

臨時議長 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

臨時議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、  
2番 小澤議員、3番 松岡議員を指名いたします。

臨時議長 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の出入り口を閉鎖いたします。  
(議場封鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員数は18人です。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番 稲井議員、16番 佐藤議員を指名します。

臨時議長 投票用紙を配ります。  
(投票用紙配布)

臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声)

臨時議長 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 異常なしと認めます。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。  
点呼を命じます。

事務局長 仮議席2番 小澤議員、次に松岡議員・・・・・・田宮議員。

臨時議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。

臨時議長 開票を行います。田宮議員、音喜多議員の立ち会いをお願いいたします。  
(開 票)

臨時議長 選挙の結果を報告します。  
得票総数18票。これは先程の出席議員数に符号いたしております。  
そのうち有効投票18票、無効投票0票です。  
有効投票のうち、稲井議員17票。松岡議員1票。  
以上のおりです。  
この選挙の法定得票数は5票です。したがって、稲井議員が議長に当選されました。  
議場の出入り口を開きます。

臨時議長 ただいま議長に当選されました稲井議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

臨時議長 議長に当選されました稲井議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

議 長 一言ご挨拶を申し上げます。



この度、私、皆様がたのご推挙によりまして議長に就任いたすことになりました。身に余る光栄と存じておりますとともに、その責任の重大さを痛感しているところであります。議会の運営につきましては、公平無比の立場を堅持し、多くの先輩方の功績を汚さぬように全力を傾注し、よりよい議会活動を推進してまいりたいと存じます。何卒皆様方の格別なご鞭撻、ご協力をお願い申し上げます。

もちろん浅学非才の身ゆえ、何かとご迷惑をお掛けすることがあろうかと存じますが、執行者側、議会側それぞれの機能を十分尊重し町民の負託に応える議会運営に努め、町政推進に邁進してまいりたいと存じますので皆様方のご支援を心からお願いを申し上げまして議長就任の挨拶といたします。

臨時議長　　これで臨時議長の職務は、全部終了しました。ご協力ありがとうございました。稲井議長、議長席にお着き願います。

(議長着席)

議　　長　　日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議　　長　　日程第5、選挙第2号。副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場封鎖)

議　　長　　ただいまの出席議員数は18人であります。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番　鹿野議員、15番　音喜多議員を指名します。

議　　長　　投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

議　　長　　投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声)

議 長 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
(投票箱点検)

議 長 異常なしと認めます。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。  
点呼を命じます。

事務局長 仮議席 1 番 田宮議員、2 番 小澤議員・・・・竹田議員。

議 長 投票漏れはありませんか。  
  
(「なし」の声)

議 長 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。

議 長 開票を行います。鹿野議員、音喜多議員の立ち会いをお願いいたします。  
(開 票)

議 長 選挙の結果を報告します。得票総数18票。これは先程の出席議員数に符号いたしております。  
そのうち有効投票18票、無効投票0票です。  
有効投票のうち、音喜多議員6票、室崎議員12票。  
以上のとおりです。  
この選挙の法定得票数は5票です。したがって、室崎議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

議 長 ただいま副議長に当選されました室崎議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議 長 副議長に当選されました室崎議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

副 議 長

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様にご推挙をいただきました。大変光栄でありその重責に身の引き締まる思いがします。これからは議長を補佐いたしまして、一心この任務を努めてまいりたいと思いますので、どうか議員各位におかれましてはより一層のご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

また町理事者各位並びに町職員の皆さまにおかれましては、ご指導ご鞭撻、ご協力の程どうかよろしくお願い申し上げます。簡単でございますがひとことご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長

この際、暫時休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時42分)

【休 憩 中】

議 長

ここで、ご説明申し上げます。

次に、日程第6 議席の指定を行いますが、議案の末尾の参考にありますように、議席の指定は厚岸町議会会議運用内規7により、議長がクジで定めることになっております。

この場合、議長の議席は18番、副議長の議席は1番であります。したがって、2番から17番までを、これよりクジで定めます。

職員がクジを持って年長議員から順に引いてもらうことになっておりますので、よろしく申し上げます。

議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(再開時刻 午前10時47分)

議 長

日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。各議員の氏名とその議席番号を、局長に朗読させます。

事務局長

それでは、議席の指定を朗読いたします。1番 室崎議員、2番 安達議員、3

番 南谷議員、4番 小澤議員、5番 中川議員、6番 佐藤議員、7番 中屋議員、  
8番 音喜多議員、9番 松岡議員、10番 池田議員、11番 岩谷議員、12番 谷口  
議員、13番 菊池議員、14番 田宮議員、15番 佐齋議員、16番 竹田議員、17番  
鹿野議員、18番 稲井議員。

議 長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。  
議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。  
暫時休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時50分)

【休 憩 中】

議 長 休憩中ではありますが、次の日程第7 常任委員の選任について調整が必要と存  
じますので、あらかじめ所属の調整を行います。  
各議員の希望を取りまとめた一覧表を配布いたしますので、少々お待ちくださ  
い。  
ただいま一覧表を配布しましたが、第一希望のところは、先日内定した内容で  
す。この通りに進めてよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声)  
異議がないようなので、再開して決定させていただきたいと思えます。

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(再開時刻 午前10時55分)

議 長 日程第7、選任第1号、常任委員の選任を行います。  
常任委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委  
員に田宮議員、松岡議員、岩谷議員、中川議員、音喜多議員、佐藤議員、以上6  
名。  
産業建設常任委員に小澤議員、池田議員、安達議員、佐齋議員、南谷議員、竹  
田議員、以上6名。  
厚生文教常任委員に稲井議員、鹿野議員、中屋議員、菊池議員、谷口議員、室  
崎議員、以上6名。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時57分)

【休 憩 中】

議 長 休憩中に、各常任委員会ごとに委員会を開催し、常任委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議室の割り振りを行います。

総務常任委員会は委員会室(丸テーブル)、産業建設常任委員会は委員会室(角テーブル)、厚生文教常任委員会は議員控室を用意しております。

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(再開時刻 午前11時20分)

議 長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務常任委員会委員長に音喜多委員、副委員長に岩谷委員。

産業建設常任委員会委員長に小澤委員、副委員長に佐齋委員。

厚生文教常任委員会委員長に谷口委員、副委員長に中屋委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。以上で諸般報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時21分)

【休憩中】

議長 休憩中に、議会運営委員会の選任調整を行いたいと思います。副議長と相談したいと思いますので、若干時間をいただきたいと思います。

議長 再開します。

(再開時刻 午前11時27分)

議長 日程第8、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。  
議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員に音喜多議員、小澤議員、谷口議員、竹田議員、松岡議員、田宮議員、池田議員、室崎議員、以上8名。

以上のおおりに指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員に選任することに決定しました。

議長 暫時休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時29分)

【休憩中】

議長 休憩中議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。委員会室を利用してください。

議長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(再開時刻 午前14時00分)

議長 この際、諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会の委員長に松岡委員、副委員長に谷口委員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。以上で諸般報告を終わります。

議長 日程第9、選挙第3号、釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により指名推薦の方法にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。釧路東部消防組合議会議員に田宮議員、岩谷議員、中屋議員、菊池議員、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、田宮議員、岩谷議員、中屋議員、菊池議員、以上4名を釧路東部消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名いたしました田宮議員、岩谷議員、中屋議員、菊池議員、以上4名が釧路東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、釧路東部消防組合議会議員に当選されました、4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長 日程第10、選挙第4号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により指名推薦の方法にしたいと思いをます。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。  
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。  
釧路公立大学事務組合議会議員に中川議員を指名いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま、議長において指名いたしました、中川議員を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました中川議員が、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。  
ただいま、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました中川議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長 日程第11、選挙第5号、釧路広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により指名推薦の方法にしたいと思いをます。  
これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

釧路広域市町村圏事務組合議会議員に佐齋議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、佐齋議員を釧路広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました佐齋議員が、釧路広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、釧路広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました佐齋議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長 日程第12、議案第35号、監査委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

町長 議長。

議長 町長。

町長 議案第35号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第13、報告第2号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。行財政課長。

行財政課長 報告第1号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第14、報告第2号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
教育委員会管理課長。

教委管理課長 報告第2号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第15、報告第3号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。行財政課長。

行財政課長 報告第3号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

議長 9番。

9番 有利な起債であることは分かるわけです。地方交付税の二分の一算入ということですが、地方交付税の総額は伸びないんです。入ってくるといっても、何かが削られてその額になると。そうすれば当然削られてということは同じになって、果たして有利なものかどうか。

これは、国が地方に割り当てをするものなんですか。それともう一つ。起債許可制限比率ですが、12年度決算では12.1%です。しかし、過去3年前を見ますと、10年度で9.5、11年度で10.8、12年度で12.1というふうに上昇してきてます。

心配されることは、このまま上昇していくと果たして今後重要な事業が起債をあてにして出来なくなるのではないかとということなんです。これによると、20%以上が3年続くといろいろな制限が出てくると。起債を借りられないということですね。将来に対して支障をきたすのではないかともうんですがこの辺の見解を

お聞きしたいのと、13年度、14年度の今回の4,530万ですか、これを借りたこと  
によって予想起債許可制限比率はいくらになるかをお知らせ願いたい。

行財政課長

まず財源対策債、地方財政状況に鑑みまして配分されるというシステムになって  
おります。それを受ける受けないは、各市町村の判断によりますが、いずれに  
しましても交付税が減ったといいながらも、基準財政需要額のなかに政府資金が  
予定されておりました、20年の3年据え置きのりろん償還費としての利息も含め  
まして、分子としての償還金が増えるということで、これは受けるべきというこ  
とで、全体の交付税が減ったといいながらも分子を上げるための手段として、私  
共は有利というふうに理解をして発行していきたいという考えです。

制限比率ですが、松岡議員おっしゃいましたとおり平成12年につきましては12.  
1、その前については、いわれたとおりの数字が毎年若干ですが、制限比率が上  
がってきているという状況ですが、13年度につきましては決算等で確定してお  
りまして、12.9%という制限比率に相成るといことです。

14年度につきましては、最終的には決算の確定によってこの数値が決まるわけ  
でして、明確な数値を現段階で発表できる段階ではございませんけれども、起債  
償還額が平成14年度、6,300万円ほど伸びている。償還する額が前年度より増え  
ている状況にあります。それと分母となる標準財政規模なり交付税の需要額が減  
少しているということからして、13年度の状況から比較して、12.9という数字よ  
りも上昇するという押さえをしております。13%を越えるという状況になると考  
えております。

また、平成16年度には公債費の償還ピークを迎えるということでありませ  
う。議員ご理解と思いますが、約18億5,900万円程度の16年度償還ピークを  
迎えると。これが制限比率のピークを迎える時期であろうと思っておりますし、  
16年度はこの制限比率が上昇していくのではないのだろうかと思っております。

ただ、その後においては17年度以降公債費の償還額も減少していく状況にな  
りますので、将来にわたっては一年間に払う公債費の額を超えない発行に努め  
てまいりたいと考えておりますし、それを堅持している状況でございますのでご  
理解願いたいと思っております。

議 長 9番。

9 番 その意気込みが大事だと思うわけですが、実は昔こんなことがあったんです。  
当時菅原町長だったんですが。厚岸小学校がもの凄く傷んで改築しなきゃなん  
ないと。しかし、それを改築してしますと、この庁舎を造る起債が借りられないと。

学校はどうしても造らんとならないんだから、それを先にやってしまえばこの庁舎は出来ないと。起債は借りられないと。そんなことから庁舎を造ってから中学校を造るという方針を打ち出したんですよね。

(「小学校」の声)

9 番 小学校でした。それを我々は何とか実態を見せて、庁舎の前に造るべきだということで庁舎の前に造った経過があるわけですが、庁舎なんていうのはほとんど借金でやるわけですから。そういったことも考えられるわけです。

16年度がピークだと今おっしゃいましたが、それを何とか乗り切って今後将来にいろいろな事業が最低限度は町民要望に応えられるような事業をやっていっていただきたいと思うわけであります。これに対して町長の方針をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。いまご質問がございましたとおり、今日の財政の悪化の一つの要因として、公債費の高さが問題になっているわけですが、いま課長から答弁がありましたように、平成16年度が償還ピークとなります。約18億5,900万でして、平成15年度より1億5,000万円ほど上昇する推計になっておるわけであります。

しかしながら平成17年度から下降線をたどりまして、地方債制限比率も減少するものと考えておるわけでございます。なお、平成17年度は3億2,100万円、平成18年度は2億700万円の償還費が減少することから、いまご指摘がございましたとおり、大型建設事業に対応できる環境が整うものと考えております。

9 番 いいです。

議 長 他にありませんか。

(「なし」の声)

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長           ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長           日程第16、報告第5号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。  
職員の朗読を書略し、提案理由の説明を求めます。

議 長           行財政課長。

行財政課長       報告第4号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議 長           これより質疑を行います。まず、歳入から質疑を行います。

(な し)

議 長           なければ歳出に移ります。

(な し)

議 長           なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長           ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長           日程第17、報告5号、専決処分事項の報告について。日程第18、報告第6号、  
専決処分事項の報告について。日程第19、報告第7号、専決処分事項の報告につ  
いて。以上三件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税務課長。

税務課長 報告第5号—報告第7号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。初めに報告第5号についてお諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、報告第6号についてお諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、報告第7号についてお諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第20、議案第51号。損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

議長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 議案第51号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(な し)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第21、議案第52号、平成15年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行財政課長 議案第52号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(な し)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第22、閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。

次期、町議会定例会までの間における各常任委員会並びに議会運営委員会の所



管事務調査申出書が、お手元に配布のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。委員長に対する質疑、討論を省略し、本申出書のとおり承認するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長           ご異議なしと認めます。よって、本件は本申出書のとおり承認することに決しました。

議 長           皆様方にお伝えしておきたい件がございます。広報特別委員会の設置については、6月定例会の冒頭に設置する予定をしておりますのでご了承願います。

議 長           以上をもって、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。よって、平成15年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時06分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年5月8日

厚岸町議会

臨時議長 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_